

○福島県都市計画法施行細則

平成十八年十二月二十六日

福島県規則第百十八号

改正 平成二三年一月一四日規則第一号

平成二六年一二月二四日規則第八七号

〔福島県都市計画法施行条例施行規則〕をここに公布する。

福島県都市計画法施行細則

(平二三規則一・改称)

(公告の方法)

第一条 都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）、法第十七条第一項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）、法第五十五条第四項及び法第六十条の二第二項並びに都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定による公告は、福島県報に登載して行う。

(平二三規則一・追加)

(市街化区域との距離)

第二条 福島県都市計画法施行条例（平成十一年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。）第三条第一項の距離は、一キロメートルとする。

2 前項の距離は、土地の区域から市街化区域までの経路のうち、最も合理的な経路として認められる経路により算出するものとする。

(平二三規則一・旧第一条繰下)

(道路の幅員)

第三条 条例第三条第一項第二号の土地の区域内の道路の幅員は、六メートル（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（い）項第一号に規定する住宅（自己の居住の用に供する一戸建ての住宅に限る。）の建築の用に供する目的で行う開発行為が見込まれる土地の区域内の道路にあつては、四メートル）とする。

2 条例第三条第一項第二号の前項の道路に接続する土地の区域外の道路の幅員は、六・五メートルとする。

(平二三規則一・旧第二条繰下)

(除外すべき土地の区域)

第四条 条例第三条第一項第五号の土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

- 一 建築基準法第三十九条第一項の規定により指定された災害危険区域
- 二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域
- 三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和三十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- 五 農地法（昭和三十七年法律第二百二十九号）第五条第二項第一号ロに掲げる農地又は採草放牧地の区域
- 六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和三十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域
- 七 その他災害の発生のおそれのある土地の区域、長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域又は優れた自然の風景を維持する等のために保全すべき土地の区域として知事が定める区域

（平二三規則一・旧第三条繰下、平二六規則八七・一部改正）

（親族の範囲）

第五条 条例第五条第一号の親族は、土地を所有する者の親族と現に同居（一時的な同居を除く。以下同じ。）をし、又は過去に同居をしていた親族（尊属である親族を除く。）とする。

（平二三規則一・旧第四条繰下）

（移転適格事業の範囲）

第六条 条例第五条第二号の事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 土地収用法（昭和三十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げる事業
- 二 法の規定により土地を収用し、又は使用することができる都市計画事業
- 三 前二号に掲げる事業に係る土地収用法第十六条に規定する関連事業

（平二三規則一・旧第五条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第八七号）

この規則は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年一月一八日）